

第 3 3 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関①」という。）及び公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関②」という。）が、第3に掲げる本件各異議申立ての対象となる行政文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）を非公開又は公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が同一であるほか、各実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

1 異議申立て①について

(1) 平成27年 2月16日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

平成27年 1月 9日及び12日、市政情報課審査係から「名古屋市個人情報保護条例第55条」の解説をして頂いたメールを受領した。一方、平成26年12月26日付け26市経市第 121号「個人情報開示決定通知書」に係る開示文書において、 125頁「 4 論点(1)イ」に、「特定した行政文書（中略）のほかに、本件保有個人情報として特定すべき行政文書は存在するか。」と述べられている。

名古屋市個人情報保護審議会に提出されなかった本件決裁文書等保有個人情報の存在が判明しているが、そのB前総務課長の行為が、上記の条例違反に当たらないという理由の分かるもの。（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 同年 2月27日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 3月25日、異議申立人は、本件処分①を不服として、実施機関①に

対して異議申立てを行った。

2 異議申立て②について

- (1) 平成27年 9月 3日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

平成27年 8月31日付け決定書 3頁において、「申立人がどのような内容の行政文書の公開を求めているのかが分からぬ本件のような場合にまで、補正を求めるに際して補正の参考となる情報を提供するよう処分庁に求めることはできないと考えます。」との記述があるが、当該記載事項の根拠を説明できるもの。（以下「本件対象文書②」という。）

- (2) 同年 9月16日、実施機関②は、不存在による非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 同年 9月28日、異議申立人は、本件処分②を不服として、実施機関②に対して異議申立てを行った。

3 異議申立て③について

- (1) 平成27年 9月17日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

平成26年 9月15日付け総務局職員部A人材育成・コンプライアンス推進室長発簡の「行政文書公開請求の補正について（依頼）」に係る回答用紙（2）から（5）までの「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」との記述があるが、当該事項を証明できるもの。（以下「本件対象文書③」という。）

- (2) 同年 9月29日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 同年11月 4日、異議申立人は、本件処分③を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

4 異議申立て④について

- (1) 平成27年12月 4日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

平成27年12月 2日付け行政文書公開請求について（依頼）において、「審議に係る準備等」との記載があるが、当該準備の具体的な内容が分かるもの。（以下「本件対象文書④」という。）

- (2) 同年12月18日、実施機関①は、「名古屋市個人情報保護審議会運営規程」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開した（以下「本件処分④」という。）。
- (3) 平成28年 2月16日、異議申立人は、本件処分④を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

第 4 各実施機関の主張

- 1 各決定通知書によると、各実施機関は、本件各対象文書を非公開とした理由について、次のとおり主張している。

(1) 異議申立て①について

請求に係る行政文書を作成、取得しておらず存在しないため。

(2) 異議申立て②について

本件請求に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書が不存在であるため。

(3) 異議申立て③について

対象となる行政文書を作成・取得しておらず、存在しないため。

- 2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 異議申立て①について

異議申立人は、B前総務課長の行為が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。「以下保護条例」という。）違反に当たらないという理由の分かる文書の公開を求めていたが、B前総務課長の行

為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらぬ理由を記載した行政文書は作成、取得していない。

(2) 異議申立て②について

本件公開請求②が、平成27年 8月31日付け決定書において「申立人がどのような内容の行政文書の公開を求めているのか分からぬ本件のような場合にまで、補正を求めるに際して補正の参考となる情報を提供するよう処分庁に求めることはできないと考えます。」と記述されており、そのように考える根拠が記載された行政文書を求めるものであると考えられる。しかしながら、実施機関において、本件請求に係る行政文書は作成又は取得されていない。

(3) 異議申立て③について

ア 本件公開請求③に記載されている「平成27年 9月15日付け総務局職員部A人材育成・コンプライアンス推進室長発簡の「行政文書公開請求の補正について（依頼）」」（以下「本件補正依頼」という。）とは、異議申立人が平成27年 9月 7日付けで行った 5件の行政文書公開請求について、異議申立人の請求の趣旨と異なる行政文書を特定することがないよう、請求する行政文書の内容を明確にするために、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室長（以下「人材育成・コンプライアンス推進室長」という。）が、条例第 6条第 2項の規定に基づく補正を求めるため、異議申立人に送付したものである。

イ 人材育成・コンプライアンス推進室長は、本件補正依頼において、「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」と記載した。これは、一般的な取扱いでなく特定の通報に係る内容について行政文書公開請求を行おうとする場合、特定の通報に係る内容、すなわち特定の通報への具体的な対応の根拠について該当する行政文書の有無を回答することは、事実上、当該通報の有無そのものを回答することになり、非公開情報を公開することとなるため、条例第 9条（存否応答拒否）に基づき公開請求を拒否することになるという趣旨である。

ウ 通報に係る事実の有無は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報（個人情報）に該当する。

なお、「名古屋市情報公開条例の解釈及び運用」第7条第1号関係（個人情報）第2の12において、「個人に関する情報について当該本人から公開の請求（自己情報の公開請求）があった場合においても、本号の運用に当たっては、本人以外の者から当該情報の請求があった場合と同様に扱う」とされており、異議申立人が、自ら行った市長ホットラインへの通報に係る行政文書公開請求を行った場合であっても、本人以外の者から請求があった場合と同様、非公開情報に該当するものである。

エ また、通報に係る事実の有無について答えることは、法令違反その他不正な行為について提供された情報を公にすることとなる。これによつて、通報の内容の秘匿を前提とした任意による情報提供が得られなくなることが懸念されるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがある。したがつて、市長ホットラインの公正又は適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第5号に規定する非公開情報（行政運営情報）に該当する。

なお、市長ホットラインという通報制度について公正又は適正な運用を確保することは、十分に法的保護に値するものである。

オ 本件補正依頼において、特定の通報に係る内容、すなわち特定の通報への具体的な対応の根拠について、その存否も含め非公開情報に該当するとした理由は上記のとおりであるが、これは「名古屋市情報公開条例の解釈及び運用」を踏まえた条例の解釈によるものであり、本件について条例の具体的な適用を直接規定した文書は存在しないことから、本件公開請求③の趣旨を満たす行政文書を作成・取得していないとして、本件非公開決定を行つたものである。

(4) 異議申立て④について

ア 本件公開請求は、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営について規定された文書の公開を求める内容であると判断するところ、名古屋市個人情報保護条例、個人情報保護事務取扱要綱（以下「要綱」という。）、規程において審議会の運営について記載されている。このうち、名古屋市個人情報保護条例や要綱は、市民情報センターにて配架されており、公開の対象となるのは規程のみである。

イ 本件異議申立ては、公開決定に対する異議申立てであり、公開対象と

なる文書は上記のとおり適切に特定し、公開している。

ウ 異議申立て人が、異議申立ての理由として述べている事項は実施機関への不満であり、公開文書の特定が不適切であるとの合理的説明になつておらず、異議申立ての理由として失当である。

エ なお、異議申立て人は、審議会の調査審議における異議申立て人の意見聴取は提出日順に行われるべきであると主張しているが、審議会で審理する順序は不服申立ての事案の内容や他の事案との関連性により判断するため、異議申立て書の提出日時順にはならない。

第 5 異議申立て人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件処分①から④を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件各異議申立ての理由

異議申立て人が異議申立て書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している不服申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立て①について

ア 市個人情報保護条例第55条第 2項には、「実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」と規定され、平成26年12月26日付け26市経市第 121号「個人情報開示決定通知書」に係る開示文書において、 125頁「 4論点(1)イ」に、「特定した行政文書（中略）のほかに、本件保有個人情報として特定すべき行政文書は存在するか。」と述べられている。個人情報保護審議会からのそのような問い合わせに対して、特定すべき行政文書が存在したにもかかわらず、特定しなかったB前総務課長の行為は条例違反に当たらないとすれば、名古屋市にはそのような規定等があるはずである。

イ 平成23年 6月10日、内容を「平成22年 8月30日にCが提出した『名古屋市立大学ハラスメント相談』に係る公文書等経緯の分かる文書の全て、特に調査委員会及びハラスメント審査会の開催年月日及び議事録等の開催状況の分かるもの並びに調査委員の聴取年月日を含め、議事状況内容の分かるものが欲しいです。」として、「個人情報開示請求書」を実施機関（名市大）あてに提出しました。同年 6月24日、実施機関か

ら「個人情報非開示決定通知書」が発出され、全ての文書等が非開示とされたので、同年8月8日、「異議申立書」を名市大理事長あてに提出し、同月17日、審議会に諮問されました。平成24年7月19日、審議会から実施機関の全面非開示を否定するほぼ全面開示の答申を得て、同月27日、名市大理事長から異議申立人に「決定書」が発出され、答申書のとおり、第三者の個人情報及び第1回ハラスメント審査会調査委員会議事録を除いて、全ての文書等が開示されたはずだった。

ウ 開示された文書の問題点を開示請求した結果、審議会において審議された個人情報は、実施機関の保有する一部であって、実施機関にとって不都合な行政文書等は特定されず、隠蔽されていたことが判明した。平成25年1月24日、実施機関で組織的に共有されていた事情聴取記録メモ（Dメモ）が開示されると、続いて平成26年5月22日、「ハラスメント審査会の開催について」という起案文書及び「ハラスメント審査会の調査委員会の開催について」という2件のメールが開示され、さらに、同年6月11日、4件の起案文書が開示された。小出しに開示されたこれらの文書及びメールは当初から開示されるべき文書等であり、特定されず隠蔽されたことは、開示請求者のみならず、審議会をも冒涜し、「原則開示」という情報公開及び個人情報保護制度を根底から否定する法令違反行為です。

また、平成27年7月17日、新たに、開示対象文書にもかかわらず審議会にも提出されていなかった平成23年3月22日付け起案文書が個人情報開示請求によって開示されたことを付け加えます。

エ 審議会の答申も明らかに開示対象となる電子メールを「会議開催の通知をしたものにすぎない」として開示対象としなかったので、行政文書として公開請求したところ、審議会に提出されていた5通のメールだけが開示され、多くの行政文書に当たるメールは全て公用文書毀棄されていた。

以上のように、特定されず隠蔽されている文書及びメールの存在が明らかであるにもかかわらず、審議会（事務局）（以下「事務局」という。）は調査をせず、結果的に名市大の隠蔽及び公用文書毀棄に加担した。異議申立人は、審議中、審議会に名市大の不正を訴えたにもかかわらず、名市大は開示を拒もうとする弁明意見書を追加提出する等あくまで隠蔽しようとしたから、当然、事務局は調査をしなかった理由が必要である。

オ 当該事項について、名古屋市は弁明意見書において、「異議申立人は、B前総務課長の行為が、名古屋市個人情報保護条例違反に当たらないという理由の分かる文書の公開を求めていたが、B前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」と記述している。

行政機関において、開示対象行政文書を特定せず隠蔽している事実が明らかになったと同時に、事務局は適切に調査を実施して、実施機関が不当な隠蔽及び公用文書毀棄をしないように指導するのが当然である。

カ 名古屋市は調査しなかったことの説明責任を果たすために、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、開示すべきである。

(2) 異議申立て②について

ア 異議申立て及び意見陳述を経た事案について、情報公開請求者に言い渡す「決定書」であるので、「申立人がどのような内容の行政文書の公開を求めているのかが分からない本件のような場合にまで、補正を求めるに際して補正の参考となる情報を提供するよう処分庁に求めることはできないと考えます。」というように、曖昧で気分次第で書き上げたような文書であってはならないし、そのような事項を記述する根拠を証明できるようにしておくべきことは当然である。

名市大が説明責任を果たさないので、仕方なく行政文書公開及び個人情報開示の請求を行っているのであるから、その決定書は責任をもって書いて頂きたい。

イ 名市大は「適切な根拠をもって決定書を作成していること」を証明するためにも、名古屋市情報公開審査会（以下「審査会」とします。）に諮問などせず、異議申立書に沿って適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。非開示とするならば実施機関として適切な補正を怠り、適正に特定を行っていないことを証明することになる。

したがって、「適切な根拠をもって決定書を作成している」はずなので、適切な当該請求に係る行政文書の特定を行い、直ちに開示すべきである。

(3) 異議申立て③について

ア 「市長ホットライン」は、市民からの「本市の業務にかかる法令違反

その他不正な行為の通報」すなわち「名古屋市職員の法令違反を指摘する通報」であり、本来、市民に公表して、審判を仰ぐものである。その「市長ホットライン」を一手に取り扱っているコンプライアンス推進室が「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」と規定もないのに、恣意的に決めつけているのは非常に問題であり、「市長ホットライン」の存在をないがしろにし、「名古屋市職員の法令違反」を隠蔽し、ひいては不正の温床となるものである。

したがって、開示対象文書等が真に存在しないのならば、「市長ホットライン」の不正な取扱いをしているコンプライアンス推進室など市民にとって不要であり、閉鎖すべきである。

イ 市長ホットラインについて、名古屋市ウェブサイトに法令違反や不正があつたら教えてほしいと記載しておきながら、通報しても何もしない、調べた形跡もないようないい加減な制度であればやめればよい。

コンプライアンス推進室の職員に聞いてみると、通報に対して調べるかどうかは市長の判断で行うもので、処理が終わったかどうかはわからないと言われた。市長ホットラインの取り決めや目安がないのであれば、制度の意味がない。市長ホットラインの法令根拠や規程などを出してほしい。

(4) 異議申立て④について

ア 平成27年12月 2日、貴市市民経済局市民生活部市政情報室長から当方が受領した補正要請文書において、「審議会での審議の順番については、審議に係る準備等により、前後する場合がございます」との記載がある。個人情報保護審議会の調査審議における異議申立人の意見聴取は提出日順に行われるべきものであるが、当方の意見陳述はどんどん後回しにされ、平成25年に提出した異議申立てが棚上げされている状況である。少なくとも 2年以上後回しにする理由である「審議に係る準備等」の「具体的理由の分かるもの」を開示請求したものであり、「順番を前後させる具体的理由」の規定等がなければならない。

イ 当該開示対象文書が不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない理由で、故意に異議申立人の意見聴取等を行わないようにしていることになり、重大

な問題である。

ウ したがって、貴市は、「市政情報室が虚偽公文書を作成していないこと」、「市にとって不都合なことを後回しにしていないこと」及び「市民を公正中立に扱っていること」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

エ 市として個人情報保護審議会をやっているのならば、もっと早く審議してほしかった。市にとって都合の悪い案件はどんどん後回しにされ、それで諦めるだろうと思われている。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件対象文書①から③が存在するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件行政文書が、本件公開請求④の対象となる行政文書に該当するか否か（以下「争点②」という。）。
- (3) 本件行政文書以外に、本件公開請求④の対象となる文書が存在するか否か（以下「争点③」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各対象文書について

(1) 条例第 6条について

ア 条例第 6条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載し

た請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

ウ 行政文書の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は書面により行うものであるという条例の趣旨に照らせば、実施機関は、公開請求書の記載によって特定された行政文書を公開すれば足りると解するのが相当である。すなわち、公開請求書の記載から通常読み取れる文書について公開決定等すれば、実施機関の義務を果たしたといえる。

(2) 本件公開請求①から④を一見したところ、公開請求書の文言から、本件各対象文書は、以下のとおり解される。

ア 本件対象文書①について

本件対象文書①は、B前総務課長が、名古屋市個人情報保護審議会に、開示対象となる文書を特定し提出しなかった行為が個人情報保護条例違反に当たらない理由が記載された行政文書である。

イ 本件対象文書②について

本件対象文書②は、決定書において、申立人がどのような行政文書の公開を求めているのかがわからない場合にまで、補正の参考となる情報を提供するよう処分庁に求めることはできないと考えるとの記述ができる根拠が記載された行政文書である。

ウ 本件対象文書③について

本件対象文書③は、補正依頼の記述について、特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできないと記述ができる根拠が記載された行政文書である。

エ 本件対象文書④について

本件対象文書④は、補正依頼の「審議に係る準備等」との記述について、その準備の具体的な内容がわかる行政文書である。

(3) しかし、異議申立人は、本件公開請求①から④に至った経緯や理由につ

いておおむね以下のとおり主張している。

ア 本件対象文書①について

- (ア) 当初、「名古屋市立大学ハラスメント相談」に係る公文書等経緯の分かる全ての文書を個人情報開示請求した。しかし、その後の個人情報開示請求において、当初に開示されなかった文書やメールが開示された。これらは当初から開示されるべき文書であった。
- (イ) 特定されず隠蔽されている文書やメールの存在が明らかであるにもかかわらず、事務局は調査をせず、名市大の隠蔽及び公用文書毀棄に加担した。異議申立人は、保護審議会に名市大の不正を訴えたが、事務局は調査をしなかったため、理由が必要である。
- (ウ) 市政情報室から名古屋市個人情報保護条例第55条の解説がされたメールを受領した。名古屋市個人情報保護条例55条 2項には、実施機関は審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならないと規定されている。
- (エ) 個人情報開示請求に係る開示文書において、「特定した行政文書（中略）のほかに、本件保有個人情報として特定すべき行政文書は存在するのか」と述べられており、個人情報審議会からそのような問い合わせがあった。
- (オ) 上記 (エ) の問い合わせに対して、特定すべき行政文書が存在したにもかかわらず、特定しなかったB前総務課長の行為は個人情報保護条例違反に当たらないとすれば、名古屋市にはそのような規定等が存在するはずである。

イ 本件対象文書②について

- (ア) 本件決定書に係る公開請求は、名市大が「ハラスメント審査会に係る送受信メール」の公開請求を却下したことに端を発するものである。
- (イ) 異議申立て及び意見陳述を経た事案について、情報公開請求者に言い渡す「決定書」であるので、「申立人がどのような内容の行政文書の公開を求めているのかが分からぬ本件のような場合にまで、補正を求めるに際して補正の参考となる情報を提供するよう処分庁に求めることはできないと考えます。」というように、曖昧で気分次第で書

き上げたような文書であってはならない。

- (ウ) 決定書に曖昧な事項を記述するのであれば、実施機関が記述根拠を証明できるようにしておくべきことは当然である。

ウ 本件対象文書③について

- (ア) 「市長ホットライン」は、市民からの「本市の業務にかかる法令違反その他不正な行為の通報」すなわち「名古屋市職員の法令違反を指摘する通報」であり、本来、市民に公表して、審判を仰ぐものである。

- (イ) 「市長ホットライン」を一手に取り扱っているコンプライアンス推進室が「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」と規定もないのに、恣意的に決めつけているのは非常に問題である。

- (ウ) 「市長ホットライン」の存在をないがしろにし、「名古屋市職員の法令違反」を隠蔽し、ひいては不正の温床となるものである。

エ 本件対象文書④について

- (ア) 「行政文書公開請求について（依頼）」という補正要請文書において、「審議会での審議の順番については、審議に係る準備等により、前後する場合がございます」との記載があった。

- (イ) 個人情報保護審議会の調査審議における異議申立人の意見聴取は提出日順に行われるべきものであるが、当方の意見陳述はどんどん後回しにされ、平成25年に提出した異議申立てが棚上げされている状況である。

- (ウ) 少なくとも 2年以上後回しにする理由である「審議に係る準備等」の「具体的理由の分かるもの」を開示請求したものであり、「順番を前後させる具体的理由」の規定等がなければならない。

- (エ) 当該開示対象文書が不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない理由で、故意に異議申立人の意見聴取等を行わないようにしていることになり、

重大な問題である。

- (4) 上記 (3)アからエのとおり、異議申立人は本件公開請求①から④の前提となつた実施機関の行為について疑義を抱いており、当該行為の根拠として少なくとも行政文書が存在していなければならないという思いから本件公開請求①から④を行い、本件各処分によつても疑義が解消されなかつたことから本件各異議申立てを行つてゐると認めることが相当である。
- (5) 以上のことから、本件対象文書①から③は、上記 (2)アからウに關わらず、実施機関との間での個別のやりとりに関して行政文書を求めるものと解したうえで、本件処分①から③が妥当であるか否かについて検討する。
- (6) 本件対象文書④については、実施機関が本件行政文書を特定し、本件処分④を行つてゐることから、上記(1) 及び上記 (2)エ又は上記 (3)エに鑑み、本件処分④が妥当であるか否かについて検討する。

4 争点①について

(1) 本件対象文書①について

異議申立人は上記 3 (3)アのとおり主張していることから、本件対象文書①は、B 前総務課長が、名古屋市個人情報保護審議会に、開示対象となる文書を特定し提出しなかつた行為が個人情報保護条例違反に当たらないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(2) 本件対象文書②について

異議申立人は上記 3 (3)イのとおり主張していることから、本件対象文書②は、申立人の求めている行政文書が分からぬ場合にまで申立人は補正の参考となる情報提供を求ることはできないと実施機関が決定書に記述できることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(3) 本件対象文書③について

異議申立人は上記 3 (3)ウのとおり主張していることから、本件対象文書③は、特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできないと実施機関が補正依頼に記述できることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対す

る回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

- (4) 上記（1）から（3）のとおり、本件対象文書①から③は、異議申立人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、実施機関が個別具体的な疑問に対する回答を本件公開請求①から③以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくく、本件対象文書①から③を作成又は取得していないとの実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。
- (5) また、異議申立人の主張は、本件公開請求①から③に至った経緯や実施機関に対する意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。
- (6) 以上のことから、本件対象文書①から③は存在しないと認められる。

5 爭点②及び争点③について

（1）本件対象文書④について

異議申立人は上記3（3）エのとおり主張していることから、本件対象文書④は、異議申立人の意見陳述が実施機関に後回しにされていることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

- (2) 上記（1）のとおり、本件対象文書④は、異議申立人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、実施機関が個別具体的な疑問に対する回答を本件公開請求④以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくい。
- (3) また、異議申立人の主張は、本件対象文書④に至った経緯や実施機関に対する意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。
- (4) したがって、本件対象文書④は存在しないと認められる。

- (5) 以上のことより、本来であれば、不存在を理由とした非公開決定をすべきであると考えられるところ、実施機関が本件対象文書④を3（2）エのとおり解釈し、本件行政文書を特定して行った本件処分④は、3（1）ウのと

おり、実施機関の義務を果たしたと認められ、妥当であると認められる。

6 異議申立て人はその他種々主張しているが、本件処分①から④の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の付言

本件公開請求①から④のように、行政文書公開請求の形式をとっているものの、その内容が、実施機関に対する質問や問合せであると認められる場合、一般的には、請求者の個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、行政文書として保有することは考えにくいものである。

したがって、各実施機関は、請求者に条例第6条第2項に基づく補正を求ることにより、公開請求の趣旨を確認し、真に、行政文書の公開を求めるものであるのかを明らかにした上で、公開請求に係る決定等を行うべきである。

第8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 異議申立て①

年月日	内 容
平成27年 4月22日	諮詢書の受理
5月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月30日	弁明意見書の受理
7月10日	異議申立て人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月 4日	反論意見書の受理

(2) 異議申立て②

年月日	内 容
平成27年10月 8日	諮詢書の受理

10月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月27日	弁明意見書の受理
12月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 1月 6日	反論意見書の受理

(3) 異議申立て③

年 月 日	内 容
平成27年11月26日	諮詢書の受理
12月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成28年 1月 21日	弁明意見書の受理
1月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月16日	反論意見書の受理

(4) 異議申立て④

年 月 日	内 容
平成28年 3月31日	諮詢書の受理
4月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月20日	弁明意見書の受理
6月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月28日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

(1) 異議申立て①、②及び④

年 月 日	内 容
令和 2年12月18日 (第32回第 2小委員会)	調査審議

令和 3年 6月25日 (第38回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第38回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
7月30日 (第39回第 2小委員会)	調査審議
8月27日 (第40回第 2小委員会)	調査審議
9月24日 (第41回第 2小委員会)	調査審議
10月22日 (第42回第 2小委員会)	調査審議
11月26日 (第43回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(2) 異議申立て③

年 月 日	内 容
令和 2年12月18日 (第32回第 2小委員会)	調査審議
令和 3年 6月25日 (第38回第 2小委員会)	調査審議
7月30日 (第39回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第39回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
8月27日 (第40回第 2小委員会)	調査審議
9月24日 (第41回第 2小委員会)	調査審議

10月22日 (第42回第 2小委員会)	調査審議
11月26日 (第43回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充